



Title	光源氏所有邸第における「院」呼称：『源氏物語』の邸第呼称法則
Author(s)	飯田, 実花
Citation	詞林. 2021, 70, p. 27-42
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/85123
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

光源氏所有邸第における「院」呼称

——『源氏物語』の邸第呼称法則——

飯田 実花

一 はじめに

『源氏物語』には、光源氏所有の邸第が複数登場する。いわゆる二条院・二条東院・桂の院・六条院であり、いずれも「院」という語が用いられている。

物語内ではかに「院」と称される邸第は、讓位後の天皇の御所である朱雀院・冷泉院・桐壺院の御所、朱雀院の御領であった宇治院、寺院である雲林院、さらに夕顔と源氏が籠もった「なにがしの院」がある。物語内で詳細が語られない「なにがしの院」や寺院である雲林院を除けば、「院」と称されるのは讓位後の天皇の所領に限られる。そうした呼称と所有者の関係をみると、准太上天皇位につく以前の光源氏所有邸第が「院」と称されるのは不自然である。なぜ光源氏所有邸第は「院」と称されるのだろうか。

光源氏所有邸第に対する「院」呼称への疑問は、既に玉上琢弥や家井美千子、高田信敬によって指摘されてきた。²⁾「院」

という語について、玉上は「皇室御領となったとき「院」と呼ばれるのであろう」という理解を示し、家井もそれに従う。高田は「院と呼ばれる施設は、官庁を除けば仏寺か皇室領もしくはそれらに由来する邸宅であらう」とする。先行研究は、「院」呼称へのこのような認識から、二条院・二条東院については、桐壺帝の所有が想定されるために「院」呼称には別段の問題がないとしており、六条院のみ、なぜ「院」と称するのか物語のなかで説明がつかない、という。

しかし、そもそも先行研究の「院」呼称に対する認識は適切だろうか。先述の通り『源氏物語』で一般的に「院」と称されるのは讓位後の天皇の所領であり、「皇室(御)領」よりも限定的である。先行研究が「院」≡「皇室(御)領」との認識を示したのは、歴史資料にみえる「院」がまさしく「官庁を除けば仏寺か皇室領もしくはそれらに由来する邸宅」であったからだろうし、呼称はそのような現実の在り方と一致することが普通である。ただ、歴史資料における法則を無批

判に適用してしまえば、物語独自の法則を見逃してしまう。
『源氏物語』の本文に依拠し、そこから導かれる『源氏物語』の呼称法則が歴史資料に見える法則と一致するかどうかを検証する必要があるだろう。

なぜ「院」か、ということを考えるうえで、邸第呼称に用いられる語として、「院」のほか「宮」や「殿」という選択肢が存在することにも留意すべきであろう。「宮」や「殿」はどのような邸第に用いられるのか、「院」との違いは何か、これらを説明することで、『源氏物語』における邸第呼称の法則、そして「院」呼称への認識を明らかにすることができ

る。
したがって本稿では、『源氏物語』において「院」「宮」「殿」がどのような邸第に用いられるかを分析し、『源氏物語』の邸第呼称法則を導く。そのうえで、光源氏所有邸第が「院」と称される理由と意味を明らかにする。

二 邸第辞「院」「宮」「殿」

本稿では、便宜上「院」「宮」「殿」のような語を邸第辞と称することとする。邸第辞とは、「字義に邸第の要素をもつものであり、その字単体でも文脈によって庭などを含む特定の邸第全体を想起させることのできる語」として、私に定義づけるものである。光源氏所有邸第「二条院」や「六条院」の「院」の部分が邸第辞ということになる。それに加え、「院」

だけで「六条院」や「朱雀院」といった特定の邸第を指しているとは文脈上判断できる場合、これも邸第辞とし、「二条院」など立地と結びついた「院」と同様に扱う。ただし、「宮」や「殿」が「殿造り」などのように建物そのもののしか指さない場合は、邸第辞とはみなさない。この違いは次の場面に顕著である。

をとゞの君はまれ／＼わたり給て、ふともえたち返たまはで、しづごゝろなくおほさるゝに、「たえいり給ぬ」とて人まいりたれば、さらに何事もおぼしわかれず、御心もくれてわたりたまふみちの程心もとなきに、げに「かの院」はほとりのおほぢまで人たちさはぎたり。殿、うちなきのしるけはひいとまが／＼し。

（若菜下・七十六丁裏／『大成』一一八三頁）
紫上が危篤に陥った場面である。二条院の近くは大路まで人が集まっており、そのなかでは人々が激しく泣いている。囲み部分の「かの院」、傍線部の「殿、うち」というのはいずれも二条院を指しているが、一方は「院」、他方は「殿」である。一見「院」と「殿」に区別がないようだが、「かの院」は庭や様々な建物を含む二条院全体を指し示しており、「殿」は二条院内部の建物のみを指し示し、その「うち」の人々に焦点を合わせている。つまり、この場面で二条院は邸第辞「院」が用いられており、「殿」というのはあくまで建物のみを示す語、という違いが存するのである。

このような違いに配慮しながら、以下、邸第辞ごとに呼称を整理していく。

二―「院」の場合

表一は、邸第辞「院」が見られる場合について、邸第呼称のバリエーション、所有者、所有者の身分を示したものである。破線は同一邸第で所有者が異なることを意味する。表二および表三でも同様である。（ ）で示した花散里について

表一 邸第辞「院」の邸第とその所有者

院					邸第辞	邸第呼称
院	朱雀院・院	桐壺院	所有者	所有者の身分		
朱雀院・院	朱雀院	朱雀院		太上天皇		
冷泉院・院	冷泉院	冷泉院		太上天皇		
宇治院・院	朱雀院	朱雀院		太上天皇		
二条院・院	光源氏	中將・准太上天皇				
	匂宮	皇子				
東の院・院	光源氏 (花散里)	内大臣・准太上天皇				
桂の院	光源氏	内大臣				
六条院・院	光源氏	太政大臣・准太上天皇				

は次項で述べる。

所有者の身分を見ると、はじめに述べた通り、光源氏所有邸第以外は太上天皇である。光源氏所有邸第は、准太上天皇位につく以前から「院」が用いられているほか、伝領して匂宮という皇子や花散里といった女君の所有となっても、「院」呼称が継続されている。

これを見る限りでは、確かに邸第辞「院」が用いられるのは皇族関係の邸第というほかない。ただし、光源氏は元々皇族であるものの、「院」と称される邸第を所有している時点では臣下の身分に下っているため、「院」を用いることには違和感がぬぐえない。太上天皇所有邸第に対して「院」呼称が用いられているのは事実だが、用例数をカウントすれば光源氏所有邸第が圧倒的多数であるから、「院」が太上天皇にのみ用いられているとも言えない。

ただし、光源氏所有邸第のすべてに違和感があるわけではない。光源氏の「桂の院」は光源氏自身が住む本邸ではなく別邸であり、桂は当時貴族の別荘地として機能していた土地である。

家井⁽⁵⁾は「院」と称される邸第の多くが上皇の居所であるとしたうえで、一部そうでないものがあることにも言及し、「その一種は「なぎさの院」や「桂の院」「宇治の院」といった貴族の山荘的な郊外の（または都の中心を離れた）施設であり、もう一つ見過ごせないものとして藤原摂関家の邸宅「閑

「院」がある」としており、閑院については「離宮」的な命名による呼び名」とし、「臣下の別荘的なものとしては都を離れた水辺の施設のみを」を「院」と称したという。家井論では漢詩文や仮名散文における検討が中心となっているが、『日本三代実録』にみえる「粟田院」なども、別荘ゆえに「院」と称されていると考えられる邸第である。これらをふまえると、「桂の院」は別荘的な機能をもった邸第として、「院」と称されていると考えてよさそうである。

二条東院も光源氏の別邸である。二条東院の場合、「二条の院のひんがしなる宮、院の御せうぶんなりしを、になくあらためつくらせ給」（落標・七丁表／『大成』四八七頁）として登場し、以降はもっぱら「東の院」と称されている。また、邸第辞単独でも「院」と称され、ほかの邸第辞は用いられない。二条東院は郊外の邸第ではないが、二条院に隣接する別邸として、閑院と同様に「離宮」的な邸第としてとらえてもよいのかもしれない。

また、そもそもこの邸第を「東の宮」あるいは「東の殿」と称することはできなかったのではないだろうか。

本節のはじめに邸第辞の定義を示した際、「ただし、「宮」や「殿」が「殿造り」などのように建物そのものしか指さない場合は邸第辞とはみなさない。」と述べた。「宮」や「殿」には、邸全体を指す用法とは別に、邸内の特定の建物のみを指す用法がある。「東の」はあくまで方向を指し示す語であ

るから、「東の宮」あるいは「東の殿」の場合、「二条院からみて東側にある邸第」なのか、「二条院内の東側にある建物」なのか、曖昧になってしまう。その点、「東の院」であれば『源氏物語』において「院」が単独で特定の建物のみを指すことはないため、前者を指すことが明らかである。

臣下である光源氏所有邸第に邸第辞「院」を用いることは違和感があるものの、「桂の院」と「東の院」については説明がついた。「二条院」と「六条院」が問題となるであろうことを、ここでは確認しておきたい。

二「宮」の場合

表中、邸第呼称欄が邸第辞のみの場合、どの邸第を指すがわかるように（ ）内に通用している呼称を示した。表三でも同様である。

「宮」の場合、所有者の身分は皇子・皇女・后および斎宮に限られる。この所有者たちは、人物呼称として「宮」と称される人物でもある。つまり、「宮」と称される人物が所有する邸第には、邸第辞「宮」が用いられているといえる。

このようにまとめると表中（ ）でくくった末摘花・中の君をどのように処理するかが問題となるが、これらは社会的な身分を持たない女君である。それゆえ前所有者の時に用いられた呼称が継続していると考えられ、これは表一の花散里についても同様である。

表二 邸第辞「宮」の邸第とその所有者

宮											邸第辞	邸第呼称	
宮（二条院）	宇治の宮・宮	一条宮・宮	三条宮・宮	三条宮・宮	宮	桃園の宮・宮	二条宮	宮	三条宮・宮	常陸の宮・宮	邸第呼称		
勾宮	（中の君）	宇治八の宮	落葉宮	朱雀帝女三の宮	大宮	紫上父式部卿宮	女五の宮	桃園式部卿宮	弘徽殿太后	秋好	藤壺	（未摘花）	所有者
皇子	（八の宮娘）	皇子	皇女	皇女	皇女	皇子	皇女	皇子	皇太后	齋宮・中宮	皇女・中宮	（常陸の宮娘）	所有者の身分

二―三 「殿」の場合

「殿」について特徴的なのは、所有者がいずれも臣下で、皇族がいらない点である。一部を除けば従三位以上の上流貴族であり、こうした所有者たちは人物呼称でも「殿」が用いら

れている。この「従三位」というのが「殿」か否かの選定ラインと考えられる。⁸⁾

例外は常陸介邸で、「ひたち殿へいぬ」（東屋・四六丁表／『大成』一八三四頁）という形で見られる。常陸介は他の所有者と比して明らかに身分が低く、その邸第を「殿」と称することは疑問が残る。伊予守や紀伊守など受領階級やそれ以下の身分の人物が所有する邸第は、物語中もつばら「家」

表三 邸第辞「殿」の邸第とその所有者

殿										邸第辞	邸第呼称
殿	常陸殿	大臣殿	大殿・殿	大殿・殿	大殿・殿	六条殿・大殿・殿	桂殿	殿 (二条院)	三条殿・大臣殿・殿	大殿・殿	所有者
薫	常陸介	紅梅	髭黒	頭中将	右大臣	光源氏	光源氏	夕霧	中納言・左大臣	左大臣	所有者の身分 左大臣・摂政太政大臣
	権大納言右大将	右大臣	右大将・太政大臣	内大臣・太政大臣	右大臣	太政大臣	内大臣	中將・太政大臣			

と称されているからである。常陸介邸も、「かの家にもかくろえては」〔東屋・四九丁表／『大成』一八三六頁〕と、「家」と称される場面がある。ではなぜここで「殿」が用いられているのか。常陸介の妻であり浮舟の母親である人物は、物語中で「常陸殿」と称されている。この人物を「殿」と称することにも違和感があるものの、ひとまず邸第呼称の問題としては、「ひたち殿（の居るところ）へいぬ」の意と解釈しておきたい。

二一四 邸第辞と所有者の関係

邸第辞別に邸第とその所有者を見たことにより、「宮」と「殿」について、人物呼称と邸第辞が一致していることが明らかとなった。その観点から「院」についても見てみると、光源氏所有邸第以外は人物呼称と邸第辞が一致している。

したがって、『源氏物語』の邸第呼称は、原則的に邸第所有者の社会的身分を示す呼称と邸第辞とが一致すると考えられる。そもそも、人物呼称に用いられる「院」「宮」「殿」という語は、元々邸第を表していたものが、そこに住む人物をも指し示すようになったものである。ゆえに、ここで示した法則は当然のようにも思われるが、『源氏物語』の場合それとは逆で、人物呼称に基づいて邸第辞が選択されていると考えられる。つまり、「殿」と称される邸第に住む人物が「殿」と称されるのではなく、「殿」と称される人物の所有者する邸

第が「殿」と称される、という関係にあるのである。

このことは、次の左大臣（葵上父）所有邸第から確認できる。この邸第は物語内で所有者が変わっており、①左大臣②大宮（葵上母）③夕霧の三人が番号の順に所有している。以下に示したのは各所有者の所有時期における呼称であり、番号は人物に付した番号と一致している。

- ① おほい^大殿に二三日など、たえなくにまで給へど、たゞいまはおさなき御程につみなくおほしなしていとなみかしづき、こえ給。

（桐壺・三三丁裏／『大成』二七頁）

- ② 「三条の宮」にはべりつるを、かぜのいたくふきぬべしと人々申つれば、おほつかなきにまいりはべりつるを、かしこにはまして心ほそく、かぜのをとも、いまは返てわかきこのやうにをち給めれば、心ぐるしさにまで侍なん」と申たまへば、…。

（野分・五丁裏／六丁表／『大成』八六六頁）

- ③ かゝる御すまゐもところせければ、三条殿にわたり給ぬすこしあれにたるをいとめでたくすりしなして、宮のおはしまし、かたをあらためしつらひてすみ給。

（藤裏葉・二七丁裏／『大成』一〇一四頁）

- ① 左大臣所有時には、邸第辞「殿」が用いられていたのが、② 大宮所有時期には「宮」になり、③ 夕霧所有時期には再び邸第辞「殿」に戻っている。① 左大臣は大臣であり「殿」大

殿」と称される。言うまでもなく従三位以上である。②大宮は桐壺帝の同母妹で、皇女であるため、人物呼称も「宮」が用いられている。③夕霧は当該場面の直前で中納言に昇進しており、以降、人物呼称に「殿」が用いられるようになっていくのと呼応している。所有者の変更（所有者の身分の変化）に伴い、それと適合する邸第辞が選択されている。

以上のことから、『源氏物語』には、所有者の社会的身分に基づいて邸第辞が選択される、という法則が存在すると考えられる。

しかし、この法則を認めるには光源氏所有邸第という障害が存在する。邸第辞「院」「宮」「殿」が用いられた邸第呼称は三二三例が確認できるが、そのうち半数近い一四七例が光源氏所有邸第のいずれかであるから、これを例外とみなすには数が多すぎる。このような光源氏所有邸第の問題について、次節で詳細に検討を加える。

三 光源氏所有邸第の「院」呼称——「二条院」を例に——

前節では、所有者の社会的身分に基づいて邸第辞が選択されるという法則を導いた。本節では、問題となる光源氏所有邸第のうち所有者やその身分の変更が明らかな二条院に着目し、「院」呼称が用いられる理由と意味を考察する。

三—— 固有名詞的な「二条院」

二条院は、はじめ光源氏の祖父按察使大納言の所有邸第であったものが、どのような経緯かは不明だが光源氏の所有となり、源氏の死後には匂宮の所有となっていることが確認できる。

源氏の須磨流離の際には、二条院の管理を紫の上に委任するが、その後「我御わたくしの殿とおぼす二条の院にて」若菜上・七五丁表／『大成』一〇八〇頁、「我御殿とおぼす二条の院にてぞし給ける」〔御法・四丁表／『大成』一三八二頁〕の如く、あくまで紫の上が自分のもののように「おぼす」邸第として描かれていることを考えると、実際の所有権は光源氏にあったのだろう。^⑩仮に紫の上に伝領されていたとしても、前節で述べた通り社会的身分を持たない女君は邸第辞選択に影響しないため、光源氏の身分に基づいて考えることとする。

二条院の所有者とその身分に着目すると、①故按察使大納言所有時、②光源氏所有時（→太政大臣）、③光源氏所有時（准太上天皇位）、④匂宮所有時の四つの時期に分けることができる。このとき、所有者の社会的身分を示す呼称が、①②は「殿」、③が「院」、④が「宮」である。

時期ごとに用いられる呼称示すと、次の通りである。

①殿 一例

②二条院 二九例／殿 一七例／院 一例

- ③二条院 五例／院 五例
④二条院 七例／宮 五例／院 二例

邸第辞の法則から考えたとき、問題ないのが①と③、矛盾をはらむように思われるのが②と④である。

①は光源氏の所有となる直前の一例で、故按察使大納言の死後は光源氏の祖母君が管理していたものの、やはり社会的身分を持たないため故按察使大納言に用いられたであろう「殿」が継続する。所有者の身分と邸第辞は一致している。

③の時期にみられる呼称はいずれも邸第辞「院」が用いられており、光源氏が准太上天皇位となつて人物呼称「院」で指示されることと一致している。また、それまで用いられていた邸第辞「殿」で指し示すことが行われなくなることから、所有者の身分に基づいて邸第辞が選択されているといえるだろう。

問題となる②④だが、②③④の時期においては、「二条院」呼称が多く、この邸第を指す呼称として最も多く用いられている。②④の時期に「院」が用いられるのは邸第辞の法則と矛盾するが、一方で、「二条院」という呼称を除けば、邸第辞と所有者の身分はおおむね法則通りなのではないか。

②の時期、「二条院」以外でこの邸第を指すときには、「殿」が用いられる。「院」を用いるのは初音巻の一例のみであるから、例外とみなしてもよいだろう。この箇所は「むかひの院」とあつて、「東の院」と対置するという構造上「院」を

用いたとも考えられる。

④の時期にも、「二条院」や邸第辞「院」単独の呼称がみられることは、光源氏所有時代の名残ではないだろうか。夕霧が六条院を伝領しても「六条院」と称され続けるということもあるため、これと併せて考えると、物語内で呼称が定着していったといえるのではないだろうか。一方で、④の時期になつてはじめて「宮」で二条院を指し示す例がみえる。これは匂宮所有に移つたからこそ用いることのできる邸第辞であり、やはり法則と一致する。

②③④の時期における邸第辞の変更は、二節で示した、左大臣の邸第が所有者の変更にもなつて邸第辞を使い分けてきたことと通じる。

では、「二条院」という呼称はいったい何なのか。「二条院」は物語のなかで固有名詞のように用いられているのではないだろうか。先に「呼称が定着した」と述べたように、「二条院」というだけで「光源氏の所有するあの邸第のことだ」と伝わるように用いられた呼称であつて、所有者の身分に左右されることなく存在するようになった。そして、この固有名詞的な「二条院」という呼称を除けば、邸第辞と所有者の社会的身分を示す呼称が一致するという法則は適用できる。

三二 「二条院」は桐壺帝の所有か

以上のことをふまえると、邸第辞の法則が問題なのではな

く、「二条院」という固有名詞的な呼称が用いられたことが問題だといえよう。それでは、固有名詞化する際に、邸第辞「宮」や「殿」ではなく「院」が用いられたのはなぜなのだろうか。

玉上は、「若宮に遺贈されたとき皇室御領として二条院と称されたのか、はやく皇室御領として二条院と称されていた邸に、この人たちが住むことになったのか」と述べ、皇室領だから「院」なのだというが、皇室領だから「院」である、と単純に断定しがたいことは、これまで邸第辞について確認してきた通りである。

高田は「天皇の命による国家機関の造営と見られること、前引「修理職内匠寮に宣旨下りて」に明らかである」と述べ、桐壺帝の所有と考えることによって「院」と称することの整合性をとろうとしている。高田論の想定に従えば、「二条院」が「院」なのは、桐壺帝が所有していたからだということになる。「二条院」という呼称は、桐壺帝が所有して以降は固有名詞的に用いられる一方で、光源氏の所有となつて以降は実質的には「院」でないから、邸第辞単独では「殿」が用いられているのだ、と結論づけられよう。

しかし、二条院について、桐壺帝が関係しているような描写は桐壺巻末尾の描写以外にない。桐壺帝を前提としたような描写も存在しない。そもそも、桐壺巻末尾の描写は「天皇の命による国家機関の造営」と考えてよいのだろうか。

高田論は、「修理職」「内匠寮」という公的機関を臣下の私領に使用することの不可能性を根拠に、桐壺帝の所有を想定しているのだろう。確かに、歴史資料をみても「修理職」が用いられるのは内裏や寺院の修繕の場合がほとんどである。しかし、以下の物語の例から、「皇族関係邸第」であれば公的機関を使用できた可能性がある。

・「うつほ物語」藤原の君巻

母後の宮、三条大宮のほどに、四町にて、厳しき宮あり。朝廷、修理職に仰せ給ひて、左大弁を督して、四町の所を四つに分ちて、町一つに、桧皮のおとど・廊・渡殿・藏・板屋など、いと多く建てたる、四つが中にあたり面白き、本家の御料に造らせ給ふ。

（藤原の君・六八）

この場合、「修理職」によつて邸第を改造させており、二条院改造の場面と近い。「母後の宮」とは源正頼に降嫁した嵯峨院女一宮の母であり、ここでは娘の降嫁に際して自身の所有していた邸第を提供している。この邸第は以降もつばら「大将殿」「大殿」など、正頼の官職に由来する呼称で指示されるため、所有者は正頼と考えるべきであろう。この邸第が「三条院」と呼ばれることは高田論を支持するものかもしれないが、嵯峨院の所有を考えるには無理があり、かといって嵯峨院の後（「母後の宮」）の所有であるから「院」と称する、とも考えがたい。女一宮所有としても同様である。また、「三

条院」という邸第呼称そのものについても、その出現箇所
偏りなど、考えるべき問題をはらんでいる。¹³⁾

「三条院」呼称の問題は今措くとして、『うつほ物語』の例
からは、実際の所有者が皇族でなくとも、皇族と関係する邸
第であれば、宣旨によって修理職を用いることができたと思
えられる。「内匠寮」については例が少ないが、『竹取物語』
ではくらもちの皇子が内匠寮の工匠に蓬萊の玉の枝をつくら
せており、親王の私的利用が確認できる。以上のように、皇
族やその関係者が修理職や内匠寮を私的に利用する先例が物
語において存在する。

光源氏は賜姓した以上皇族ではない。しかし、桐壺帝は光
源氏の元服を清涼殿で行うなど、皇子同等かそれ以上に寵愛
し重く扱ってきた。だからこそ、宣旨を下し「皇族関係邸第」
として邸第を整えたとは考えられないだろうか。少なくとも、
物語で全く説明がなされない桐壺帝の所有を想定するよりは
蓋然性が高いだろう。そもそもこの場面では「さとの殿」と
称され、用いられる邸第辞は「殿」であり、前提には故按察
使大納言の所有という意識があるはずである。桐壺帝の所有
を想定することで「院」と称されることを理由付けするのは
難しいだろう。

ところで、ここまで桐壺帝の所有した邸第であれば「院」
と称することができる、との前提のもと論を進めてきたが、
桐壺帝の所有した時期があったからといって「院」と称する

ことが可能かどうかは疑問が残る。

玉上・家井・高田はいずれも「皇室（御）領」であるとい
う判断によって二条院の「院」をクリアするとともに、二条
東院の「院」も桐壺院から伝領されたという経緯により、「院」
と称されても問題ないとしてきた。しかし、院から所領を受
け取るという同一のエピソードとして、朱雀院から女三宮が
伝領した邸第が存在する。この邸第は朱雀院が「御そうぶん
にひろくおもしろき宮たまはり給へるをつくろひてすませた
てまつらん」（柏木・二六丁裏／『大成』一二三九頁）と考
えるという場面が初出で、朱雀院は桐壺院から「ひろくおも
しろき宮」を相続しており、光源氏の二条東院の場面の記述
と通じる。この邸第に本格的に女三宮が住むのは匂兵部卿卷
以降だが、以降もこの邸第は「三条宮」「宮」と邸第辞「宮」
が一貫して用いられており、「院」と称されることはない。
前所有者が「院」であつても、現所有者の身分にあわせて
邸第辞は「宮」が選択されている。以上のことから、やはり
邸第辞はその時々所有者の身分と一致するようになって
いると考えられ、二条院や二条東院の「院」についても、そ
の時点での所有者である光源氏の立場について考えるべきで
あろう。

三―三 「二条院」と称する意味

ここまで述べてきたことから、光源氏所有邸第の二条院と

邸第辞の関係について、以下の二点が指摘できる。

①二条院に対する例外的な「院」呼称は、「二条院」という固有名詞的な呼称が用いられる場合のみである

②邸第辞はその時点における所有者の社会的身分を表す呼称と一致するため、「二条院」が「院」である理由は、所有者である光源氏を基点として考える必要がある

これをふまえて「二条院」が固有名詞的に存在していることを考えるとき、この「院」の使用には邸第辞ごとの「格」の違いが関係しているのではないだろうか。邸第辞ごとのみと、「院」が太上天皇、「宮」が皇族（皇子・皇女・后）、「殿」が従三位以上の上流貴族と結びついてた。実際の権力や金銭的な余裕がどのような状況であったかは措くとして、天皇中心的な意識からいえば、こうした邸第辞は「院」が最も格が高く、次点が「宮」、最も低いのが「殿」¹⁵となる。

光源氏は、臣籍に降下した以上、三つのなかで最も格の低い邸第辞「殿」、あるいはそれ以下の「家」が用いられるべき身分であった。けれども光源氏は元々皇子であり、臣籍に降下するまでは「宮」と称されていた人物でもある。桐壺巻で臣籍降下して以来、「宮」呼称は用いられなくなっており、邸第を「二条宮」と称することはできなかっただろうが、それよりも格の劣る「家」や「殿」の使用は憚られたのではないか。「二条殿」という邸第が『落窪物語』に登場していたことも、「殿」を用いなかった一因かもしれない。

では、「院」なら良いのか。身分的に考えれば、「宮」「殿」「家」と比して最も光源氏に用いるべきでない、用いる要素がないのが「院」である。したがって「院」という呼称はいかにも不自然で、本来許容できるものではない。

物語を離れて史料を見ると、臣下が「院」を用いる例も確認できる。しかしそうした邸第は、閑院や堀河院、藤原忠平の五条第、藤原兼家の二条第（のちの法興院）など、藤原摂関家の邸第であることに注意が必要であろう。一世源氏の邸第がその所有時に「院」と称されている例は現存資料からは確認できない¹⁶。史料的な観点から見ても、光源氏の身分と邸第辞「院」の組み合わせには違和感が大きい。

しかし、だからこそ、「院」を用いたのではないだろうか。臣下、しかも中将である光源氏の邸第に、「二条院」といういかにも不自然な呼称を固有名詞的に用いることで、この呼称は邸第辞の問題とは距離を置き、虚構性が強調される。ありえない、いかにも物語的な呼称を用いているのである。それでいて、邸第辞として最も格の高い「院」を用いることにより、臣籍に降下した光源氏の身分を実際以上に見せていると考えられる¹⁷。

そのように格の高さを強調した虚構の「院」であるから、物語に登場するほかの邸第辞「院」が用いられる邸第とも、性質が異なる。

邸第としての朱雀院・冷泉院、桐壺院の御所は上皇の家政

機関としての「後院」であり、そこには院庁が置かれ、院司が勤めたはずである。朱雀院の宇治院には「ゐんもり」がついていることが明示されている。夕顔と源氏が籠もった「なにがしの院」についても、「院のあづかりのこ」が登場しているため、具体的には不明なものの、「院」に関係する組織として機能していることがわかる。

一方、光源氏所有邸第は、光源氏が准太上天皇位について藤裏葉巻において、はじめて院司が置かれる。

か、らでもよの御心になはぬ事なけれど、猶めづらしかりけるむかしの例をあらためて、院司どもなどなり、さまことにいつくしうなりそひたまへば、うちにまいり給べきことかたかるべきをぞ、かつはおほしける。

（藤裏葉・二六丁表裏／『大成』一〇二三頁）
これ以前、少なくとも紅葉賀巻では、二条院に家司がいることが確認できる。

まんどころ、けいしなどおはじめ、ことにわかつて心もとなからずつかふまつらせ給。

（紅葉賀・七丁裏／『大成』二四一頁）
ここでは、光源氏が二条院の西の対にいる若紫のもとに政所・家司をつかわせており、二条院に仕えているのは家司である。

光源氏が准太上天皇位を得る以前、所有邸第に家司はいても院司はいなかった。つまり、院庁が置かれていない「院」

であって、「院」が関係していないにもかかわらず「院」と称される邸第であった。光源氏所有邸第に「院」が用いられるのは、制度的な側面から距離を置いた物語の方法といえる。

四 おわりに

本稿では、『源氏物語』に登場する邸第について、邸第辞とその所有者の身分を考えることにより、所有者の社会的身分に基づいて邸第辞が選択されるという法則を見いだした。これによって光源氏所有邸第に「院」が用いられることの不自然さを改めて確認し、なぜ「院」と称されるのか考察を行った。結果、光源氏所有邸第（特に二条院）が「院」と称されることは本来あり得ないはずであって、それでも「院」を用いることについて、光源氏の家の格を実際以上に高く見せようとする物語の虚構の方法であると結論付けた。このように考えれば、「六条院」に「院」が用いられるのも、同様の理由で説明がつく。

ところで、本稿で述べてきた通り、「二条院」という呼称は光源氏の邸第を指す語として不自然である。よって、「二条院」とは誰のどのような邸第か、物語内でなんらかの説明がなければ「これが光源氏の邸第である」と享受者が認識することは不可能だったはずである。

実のところ、「二条院」という呼称が登場する箇所でのような説明は十分になされていない。特に、通行する巻序で

最も早く「二条院」呼称が登場する帚木巻では、「二条院」が誰のどのような邸第なのか判断することは困難である。古注釈や現代の注釈書では、当然後の巻での「二条院」をふまえ光源氏の邸第であると注をつけるわけだが、桐壺・帚木巻だけでは判断できないという点は成立論と関わって重要であろう。若紫巻ならば一応光源氏の邸第として読み解くことが可能であって、巻序が問題となる箇所かもしれない。

さらに付け加えるならば、三節において、二条院を邸第辞「院」単独で指示することから例外とした「むかひの院」は、初音巻に存在する。初音巻はいわゆる玉鬘系であって、後記補入されたといわれる巻の一つである。この邸第辞「院」単独での呼称は、光源氏が准太上天皇位につくことが念頭にあったからこそ用いられたとは考えられないだろうか。

以上のような成立論にかかわる考察は、いま全く憶測の域を出ない。しかし、邸第呼称が固有名詞的に用いられる場合、どの時点から固有名詞のように機能しているかを明らかにすることは、巻序を考える手がかりとなる可能性がある。「二条院」だけでなく、「六条院」あるいは二節で言及した「三条宮」や「三条殿」といった呼称もあわせて、今後検討していく必要があるだろう。

注

(1) 以下、「光源氏所有邸第」という場合、二条院・二条東院・桂の院・六条院の四つを指すこととする。これらの邸第は光源氏以外の人物が所有している時期もあるものの、光源氏の所有した時期があり、「院」と称されるという共通点を持つため、便宜上「光源氏所有邸第」と一括りする。

(2) 玉上琢弥「源氏物語の六条院」（麗谷寿・加納重文・高橋康夫編『平安京の邸第』（望稜舎、一九八七年）、初出は『六条院推定復元図并考証』（『大谷女子大国文』十四号、一九七五年三月）、家井美千子「理想の邸宅としての「院」——「六条院」再考のために——」（岩手大学人文社会科学部『言語と文化の諸相』一九九九年三月）、高田信敬「光源氏の本貫——物語の背景——」（『源氏物語考証稿』（武蔵野書院、二〇一一年）、初出は「光源氏の本貫」（『むらさき』三八輯、二〇〇一年十二月）。なお、玉上論・高田論はそれぞれ復元図・光源氏の本籍地の考証に論の主眼があり、邸第呼称にかかわって重要な指摘をしているものの、それ自体の考証は論の目的ではない。ほかに、特に二条院の「院」呼称に言及するものとして、増田繁夫「源氏物語の結婚と屋敷の伝領」（『源氏物語と貴族社会』（吉川弘文館、二〇〇二年）、初出は同題『論集平安文学4・源氏物語試論集』（勉誠社、一九九七年九月）や、吉海直人「源氏物語の視角」（翰林書房、一九九二年）があるが、疑義を呈し考証を行うには至っていない。

(3) 諸本様々に異同が存する源氏物語において何をもって「本文」とするかは決定しえない。本稿では、後述する諸校本に全文が採用されてはならず、五四帖が一応まとまって現存していることから伏見天皇本を底本とする。しかし、呼称の用例数等を示す場合

には、伏見天皇本の本文をベースに、池田亀鑑『源氏物語大成』

巻一（三）（中央公論社、一九五三～一九五四年）加藤洋介『河内本源氏物語校異集成』（風間書房、二〇〇一年）、源氏物語別本集成刊行会編『源氏物語別本集成』第一巻（第一五巻）（桜楓社）（おうふう）、一九八九～二〇〇二年）、源氏物語別本集成刊行会編『源氏物語別本集成続』第一巻（第七巻）（おうふう、二〇〇五～二〇一〇年）によって異同を確認し、諸本のなかで多数派の呼称を採用してカウントを行った。邸第呼称は漢字で表記される場合が多く、そのため異同が少ない。ゆえにどの伝本によったとしても、本稿で示す呼称数と大きく異なることを確認している。数の上では少数となった例について、特筆すべき呼称の異同もいくらか確認しているが、それらに関する検討は別稿に譲る。

(4) 本文の引用は吉田幸一編『源氏物語 伏見天皇本影印』1（14）（古典文庫、一九九一～一九九五年）により、巻名・丁数および対応する『源氏物語大成』の頁を（ ）に示した。どのようように読んだかを示すため、濁点・句読点は私に付したが、仮名・漢字は全て底本の通りである。傍記は原則ルビで示したが、見せ消しの部分については修正・補入された本文をそのまま用いた。また、引用中の傍線や囲みはすべて私に付したものである。以下、源氏物語の本文を引用する際は同様である。

(5) 前掲注二家并論。

(6) 『日本三代実録』元慶三年五月四日条に「太上天皇遷_レ自_二清和院、御_二栗田院_一。即是右大臣藤原朝臣之山庄、在_二鴨川東_一也。」とある。引用は黒板勝美ほか編『新訂増補 国史大系 日本三代実録』（吉川弘文館、一九六六年）によるが一部字体や句読点を改めた。

(7) おそらく、邸第の所有者が社会的身分のない女君に変わったとき、内々には誰の所有か認識されていただろうが、社会的には前所有者への意識のままであったのではないだろうか。この根拠として、『うつほ物語』の忠こそ巻に登場する、故左大臣源忠経の一条殿がある。源忠経は忠こそ巻で既に故人で、その北の方が橘千蔭と婚姻関係を結ぼうと画策する。忠経の一条殿は忠経の死後北の方に伝領されたと考えるのが自然であろうが、一条殿から届けられた手紙について「左の大殿より」という場面がある（忠こそ一三頁、頁数は室城秀之『うつほ物語 全』（おうふう、一九九五年）による。以下、『うつほ物語』の引用は同書により、（ ）内に巻名と頁数を示した）。また、北の方が忠こそに濡れ衣を着せようと、千蔭が大切にする帯を盗み、それを博打に売らせる場面では、千蔭が「忠経の朝臣の家に盗まれ侍りし帯なり。」と発言している（忠こそ二二頁）。この二か所では、一条殿を指し示すために故人である忠経を意味する語（「左の大殿」「忠経の朝臣」）を用いており、少なくとも社会的には忠経の所有と認識されていたと考えられる。

(8) この「従三位」というのがどのような基準かは今明らかにはできていないが、『令義解』巻第一「家令職員令」においては、従三位以上の男女官人について、家政を執るための職員を置くことを規定している。このことから、形式上は従三位以上に家司がついたと考えられ、家司がつくような身分の人物や、その所有する邸第に「殿」を用いていた可能性が考えられる。

(9) この邸第について、大宮所有後に雲居雁の所有となったという認識が存在するが、本稿で見てきた邸第辞と所有者の身分の関係性を考えると、夕霧の中納言昇進直後にはじめて「三条殿」の

- 呼称が見えることも合わせて、夕霧所有と考えるべきであろう。
- (10) 高橋和夫「源氏物語に見られる邸宅とその伝領について―二条院と六条院」(『源氏物語』の創作過程)(『石文書院』一九九二年)、初出は同題(『日本風俗史学会編』『風俗』第七九号、一九八四年六月)も、二条院は紫の上の所有とはなっていないであろうことを指摘する。
- (11) 前掲注二玉上論。
- (12) 前掲注二高田論。
- (13) 「三条院」という呼称は、前田家十三行本ではわずかに九例しか確認できない。そのうち四例は国譲下巻に集中しており、登場場面や巻毎の偏りが大きい。先述の通り、この邸第はもっぱら邸第辞「殿」の呼称が用いられており、邸第辞「院」のみで指示されることは一度もない。室城秀之『うつほ物語 全』頭注は、この「院」について妻大宮が皇族であることに由来すると解くが、邸第辞「殿」が通行するのであればそれは考え難いのではないか。今回の邸第辞の法則は『源氏物語』から導いたものではあるが、『うつほ物語』においてもおおよそ矛盾なく適用できる。この「三条院」呼称はむしろ、書写段階で『源氏物語』の「六条院」の影響を受けたものである可能性を考えるべきである。これについては、『うつほ物語』と『源氏物語』の本文の問題として稿を改めた。
- (14) 新全集の「竹取物語」頭注は、諸本「くもんづかさ」とあるが、作業内容からして内匠寮が適切とみなし、「多具見」が「久毛无」と誤写されたことを想定する。
- (15) より厳密にいえば、注六で言及した「家」も邸第辞として考えることができ、「殿」よりもさらに一段低い身分を示すといえる。
- (16) 源融の「河原院」は「院」と称されるのが一般的だが、「院」を用いるのが確認できるのは、この邸第が宇多上皇に進上されて以降のことである。
- (17) 二条院について、呼称と位置の側面から、この邸第の准拠を突き止めようとする動きがあり、早くは『河海抄』が陽成院を挙げ、『花鳥余情』が兼家の法興院を指摘してきた。しかし、「二条院」という呼称は、光源氏の邸第としてはありえない呼称があえて用いられているものと考えるべきである。したがって、邸第の位置と呼称のバランスを考慮して准拠をひきあてようとするのは不可能ではないだろうか。逆にいえば、現在も准拠の定説を見ないことが、實在邸第をはっきりと想像させない「二条院」の虚構性の高さを担保している。その点からすれば、『源氏物語』の邸宅名は、實在の位置に同名の邸宅名を用いることはなく、名を変えるか位置を変えるかして、巧みに虚構を用いているのである。という森本茂の指摘には肯ける(森本茂「二条院の位置」(角田文衛・加納重文編『源氏物語の地理』思文閣出版、一九九九年)、初出は「源氏物語の『二条院』の位置」(『奈良大学紀要』15分冊、一九八六年)。森本は、「二条院」の場合、「實在の二条院の名を借り、位置を変えたのである。」とするが、ではなぜ借りの名が「二条院」であったのか、という点が本稿の主眼である。
- (18) ただし、「六条院」は内部の春夏秋冬の町における居住部がそれぞれ「殿(おとど)」と称されており、邸全体を指し示すときに「院」が用いられることについては、二条院と同様の理由というだけで解決できるものか疑問が残る。光源氏所有邸第のうち六条院のみにみえる「大殿」呼称については、櫛井が言及しているが(櫛井亜依「源氏物語」六条院における家と系図―邸第呼称「大殿」に着目して―)(『同志社国文学』七七号、二〇一二年

一二月）、光源氏の人物呼称の問題や玉鬘十帖と梅枝・藤裏葉巻の成立順序などとかかわり、さらに考えるべき問題である。

（いいだ・みか 本学大学院博士前期課程）